

(ワープロ オリジナル原稿版)

避妊とセクシュアリティの一側面

広瀬 裕子

I はじめに

(1) 問題の所在

小論は、性差別という枠組みでは把握できない「性の抑圧」について考察するために、近代のセクシュアリティがおかれている状況の一側面を描き出すことを試みるものである。

「性と抑圧」というテーマは、時に性差別という差別問題の枠組みに置き換えて論じられることがある。ここにおいては多くの場合、いや殆どと言っても差し支えないほど、“被差別者としての女”そしてその対応関係として“差別者としての男(男社会)”が共通の述語として用いられる。「性差別」は専ら「女性差別」と同義語として使われるのである。

「抑圧」されているのは「女の性」であるという暗黙の、当然視された問題把握がここにはある。

このような形で問題を設定した場合、これも多くの場合に当てはまることであるが、その状況の不当性を枠づける方法として、平等論を尺度としながら問題状況を描き出すという手法が使われる。そして同時にその認識に沿った形で、問題解決への展望が模索されることになる。

確かに近代社会というステージにおいて、女が不当に不利益な状況におかれているという問題の把握は、妥当性を欠くわけではない。それゆえに近代社会の中で疑われることなく通用する公正正義の尺度、すなわち平等論を理論構成の中に導入する方法は、言ってみれば全く順当な手法であるとも言える。

しかしながら、性の抑圧と言った問題を平等論で解こうとすることそのものにも問題があると思われるのである⁽¹⁾。近代社会特有の問題である差別問題⁽²⁾を近代の平等論で解くという方法には、確かに一定の意義と可能性はあるにしても、そもそも「性の抑圧」を「差別問題」として把握することの妥当性と限界をも明確にする必要があると考えられる。

これは、「男は、性交という女所有によって、女を占領し、支配し、女に対する基本的な優位を表現する」⁽³⁾ というアンドレア・ドウォーキンの告発的なテーゼを、どのように受け止めるべきか、という形で問題提起をすることができよう。ここに見られる性関係の理解は、男が優位する社会状況における性交は差別関係を集約するものとして存在する、という把握である。あるいは「政治的、経済的、市民権的な男に対する女の劣位が、まさに性行為自体の中で確認・強化されている」⁽⁴⁾ という把握だと言ってもよい。これはプライベートな領域に政治的な関係を感じ取る、その意味で優れてフェミニズムの手法を駆使した把握である。

しかし小論では、このような把握がなされなければならないその趣旨を理解しながらも——ドウォーキンの視点が性の抑圧を考えるうえで不可欠のものであることは否定できない——、男の女に対する政治的関権力の集約という把握だけでは説明できない「性の抑圧」の側面を見て行くことを課題としたい。とは言え、例えば抑圧されているのは女の性ばかりでなく、男の性にとっても不利益を看取する要素が存在するという、両者のバランスを問題にしようというのではない。それよりもむしろ、“女の性”対“男の性”という二つの性を対置させる理論枠の構造そのものから生じる抑圧の次元に目を向けてみたいと思う。繰り返すならば、ドウォーキンが提示する枠組み——すなわち男社会による女の性の抑圧という枠組み——では把握しきれない性の抑圧の側面を、小論では主要な考察の対象にする。

(2) セクシュアリティの概念

本論を展開するに先立って、若干用語を整理しておきたい。

日本語で「性」が指すものは多様である。多様ななりに、状況と文脈でその意味は使い分けられ聞き分けられている。その多様さをその混沌としたままの言葉として「性」を読み解くことも「性」に迫る一つの方法ではあるが、ここでは「性」を次のように筆者なりに四つの位相に分節化して想定する方法を取っている。すなわち、セックス、ジェンダー、セクシュアリティ、エロスの四つである。そして小論は、そのうちのセクシュアリティに焦点を当てる手法を取る。

この四つは大まかに次のように定義して使われている。

セックスとジェンダーはフェミニズムの分野で主として性差論を展開するとき好んで用いられる性概念の2領域であり、言わば対の概念として使われることが多い。その定

義は論者によって異なるので一概には言えないが、概して言ってセックスを生物学的性差、ジェンダーを文化的あるいは社会的性差に対応させる領域だと考えて差し支えないと思われる。例えば、身体的な構造の差異や、男女が生殖を目的に性行為を行うこと、女性が妊娠出産することなどがセックスという概念で語られる中身であり、社会的な男女の役割分業の形態や、女らしさ男らしさと言われる価値観などの部分がジェンダーという概念で語られる部分である⁽⁵⁾。この二つのタームの使用は、それぞれの差異を明確にすることを目的とするよりも、生物学的な部分の領域、具体的には遺伝子を想定して説明し得る部分を、確証できない部分にまで安易に押し広げて適応することをできるだけ禁欲し、むしろ性が社会的文化的に構築されている側面をメカニズムとして明らかにすることを目的とする手法として機能させることが多い。しかもこの場合、考察する性のシステム——特に今日的な事柄が考察の対象になることが多いが——に何らかの問題を察知し、それに対する取組の一環としての意味をもつ場合が多く、この二分法を使って、現状の、あるいは過去のシステムを肯定的に描写する形の研究は少数派だと言って良い。

この二概念に対して、もう一方グループであるセクシュアリティとエロスは、セックス、ジェンダー以上に定義が流動的であるので、ここでは筆者がどのような使い方をしているかを提示することにする。すなわちセクシュアリティは、当然それぞれの社会に固有な性の意味や体系、その社会の独自のセックス、ジェンダーを背景にしながら、個々の人に具体的形で現れる多様な快不快、喜怒哀楽の諸相のことをいう。その社会の性のシステムが順当な快として感じられることもあれば、人によってはそれが居心地悪く、更に不快に苦痛に感じられることもある。人の別ばかりでなく、同一人であっても感じ方は一様ではない。それゆえこのセクシュアリティの領域は、セックスやジェンダーの体系と無関係ではないにしても、それを体系づけた文法でそのまま理解することはできない。

そしてエロスは、その具体的な喜怒哀楽の形になり得ていない、それらの諸相への可能性である。たとえば異性に対して気分の昂揚が起こり、その昂揚を異性をめぐってケアすることによって充足するというこの具体的なパターンは、セクシュアリティの一つの形態であるが、気分の込み上げる昂揚は感じながら、例えば異性との関係でそれを充足させようとしてもどうもそうではなく、あれこれその充足の仕方を探りながらも自分でもこれといった充足方法が見いだせないような場合、あるいは自分でも何に対して、どういう状況ゆえにそのような気分になるのかが明確でないような場合、またなにかしら不快を感ずるのであるがその原因が自分でも認知、把握できない場合、このような状況を説明する装

置としてエロスという概念を用いる。つまりこれらは具体的なセクシュアリティの形をもち得ていないが、しかしリアルに現れるかどうかは別として、何らかの形が生じ得るための可能性だと考えられる。したがってエロスはセクシュアリティの相として名付けられない、その可能性のままのエネルギーと考えてもよい⁽⁶⁾。

II 近代と避妊

近代のセクシュアリティを捕らえるために、幾つか確認しておかなければならない事柄がある。小論ではそれを、社会史研究の蓄積によって重要性が認識されるようになった心性（メンタリテ）に注目する方法を取りながら、まず第一に、近代生成に不可欠な役割を果たした避妊の役割、そして第二にロマンティック・ラブという求愛の形態、この二つを題材にして押さえることにする。

この章では、その第一である近代と避妊の関係を、近代家族の登場と、近代子ども観の形成とのかかわりの中で整理してみたい。

(1) 近代家族の登場

共同体の解体によって個人が抽出されたというのは、必ずしも正確ではない。個人という「思想」と同時に、社会を構成する最小単位としての近代家族⁽⁷⁾が抽出されたと言わなければならない。個々の人は“独立した抽象的個人”という定義を纏いながら、実際には近代家族の成員として社会と接点をもったと考えるべきである。別の言い方をするならば、近代は自らを成立させるにあたって、その構成員となるべき「個人」の成立を与件とすると共に、それと並行して誕生する、「個人」（経済的には「労働力」と言い換えることもできる）をコンスタントに輩出する機構である「近代家族」の成立を与件とするのである。

その近代家族の特徴を例えば、落合恵美子は次のようにまとめている⁽⁸⁾。

- (1) 家内領域と公的領域の分離、
- (2) 家族成員相互の強い情緒的關係、
- (3) 子ども中心主義、
- (4) 男は公的領域・女は家内領域という性別分業、

- (5) 家族の集団性の強化、
- (6) 社交の衰退、
- (7) 非親族の排除、
- (8) 核家族

公私を分離した近代社会にあって、私的領域を受け持つに至った家族は、公的領域からは不可視という了解の下に、言ってみればブラックボックスとして、近代社会の一端を担うことになる。例えば労働力が市場にコンスタントに供給され続けるためのコストを視野に入れた場合、近代家族がブラックボックスであるがゆえに無償で担っている機能（＝具体的には不払い労働としての家事労働）を前提にしないとするならば、市場は新たな項目の下に膨大なコストを負担しなければならないはずである⁽⁹⁾。その意味からも近代社会の維持にとって、この近代家族の果たしている役割は決定的である。

しかし小論が近代家族に目を向けるのは、その経済的機能によってではない。その中に見られる特有の心性に注目したいと思う。なぜならこれらが、セクシュアリティにアプローチするための有効な手掛かりを与えてくれると思われるからである。具体的には近代家族の構造を可能にしている二つの基本的心性、すなわち男女のカップリングの心性と子どもというものに向き合うときの心性である。これら二つの心性は近代生成期に大掛かりに登場普及したものであり、近代人の心性形成と密接にかかわっていると考えられる。

（２）近代子ども観の特徴

フィリップ・アリエスはアンシャン・レジーム期のフランスにおける子どもと家族生活に関する研究の中で、子どもの匿名性を指摘した⁽¹⁰⁾。この社会が子どもというものをはっきりと表象していなかったというアリエスの指摘は、われわれが想定する子どもというものが近代以前には存在しなかったという指摘である。この時期の匿名性は、当然それに続く時期に、子どもがその匿名状態から抜け出して表象を手に入れるプロセスがあったことを予期させるものである。

アリエスはその変化をとらえるために、二つのアプローチの方法を試みている。一つが、教育の必要性による隔離状態の進行に目を向ける方法であり、もう一つが、家族内での子どもをめぐる意識の変化に目を向ける方法である。この二つ目のアプローチこそ、小論が注目するものであるが、いずれにしてもわれわれはアリエスの指摘から、近代化の前後において子どもへ向けるまなざしのスケールに変化があったことを読み取らねばならない

のである。

近代の子ども観を相対化して言うならば、次の二つの側面を指摘することができる。すなわち、子どもを純真な無垢なるものと見て“かわいがり”の対象とする側面と、子どもを未成熟なものとしてより良く育てるべき、あるいは“教育すべき”対象とする側面である。前者は言い換えるならば、内在する“本性”を善なるものと想定して大人の意図的な働き掛けを排除することを予定する、一般的に自主性を重んずると言われる類いの子ども観に連座し、後者は子どもに意図的な周到的働き掛けをしながら、理想的な社会の構成員に作り上げるという、社会の要求に沿った人材育成を目指す類いの子ども観に連座する。

片や子どもの自主性、片や大人による意図的な働きかけという一見矛盾する両者は、当然日常の異なった場面で使い分けられながら共存しているということではなく、相矛盾する両者の統合として近代の子ども観は成り立っていると考えるべきである。J. J. ルソーが『エミール』の中で示した、大人が子どもに対してときに作り出すべき理想の状況、すなわち“子どもが結果的に自らの意志で喜んで大人の意図に服従する状況”を、われわれは、その統合の典型的形態として想定することができよう⁽¹¹⁾。

この二つの特徴を合わせ持つわれわれの子ども観は、更にいくつかの近代的な思想的要素に分節化することができる。宮沢康人は、それらを次の四つの子ども観として整理している⁽¹²⁾。

第1、個としての子ども—親の私物でなく国家の共有物でなく—

第2、子どもの内面性—魂の秘密の部分への視線—

第3、技術の対象としての子ども—聖なる生産主体の加工の対象—

第4、進歩の担い手としての子ども—開かれた未来と創造性への強迫—

第1の「個としての子ども」は、どの子どもをも近代的な「個人」として見るということである。その限りにおいて子どもは、他の何物かによって代替され、あるいは何物かの手段になるのではなく、“掛け替えのない”その子として尊重されることになる。

第2の「子どもの内面性の重視」とは、親とも異なる独自の存在である子どもが、自らの生き方を自ら決定するためには当然それ自身の内面に自らの価値観の指針を備えていなければならない筈だということ、言ってみれば子どもにもプロテスタント的な私的な内面を想定するものである。そして自分とは違う子どもの立場を理解するために、大人は子どもの内面の動きに関心を払い、更に奥底へ立ち至ることに執心する。これは子どもを外圧に因ってではなく、内面から大人の意図に順接する位置におこうとすることでもある。

第3の「技術の対象としての子ども」は、「自然」に優越した「人間」が、それをいかに効率的に操作し利用できるかという自然観の下に、未だ人間の世界の構成員に成り至らない子どもを、無垢であると同時に理性的でないが故に自然の側に位置づけて、それゆえ子どもを大人が働き掛けしかも操作し得る、ないしするべき対象と見たことである。

第4の「進歩の担い手としての子ども」は、無限に発展する未来観を想定し、現存の世代よりもその未来を担う次世代としての子どもを優位におくことである。これは次世代（子ども）のために現存の世代（大人）が犠牲になることをも想定することになるが⁽¹³⁾、また次世代にはさらなる次世代に対する義務として、無限の進歩に向けてあくなき創造性を発揮することが課されることになる。

そして宮沢は、「こういう要素がでそらい、しかも互いに密接に結びつくということは西洋近代以外ではありえなかったのではないだろうか」⁽¹⁴⁾と述べる。

ここでわれわれが押さえておかなければならないことは、これらの思想的要素の成立統合と、それらを基本的要素としている近代子ども観の関係である。言い換えれば、近代思想の形成と、それによって説明される子ども（表象を得つつある子ども）の登場が並行したこの関係である。子どもを個として捕らえるということは、決して匿名状態から抜け出してきた“子ども”に、既にあった“近代的な個人”という概念を当て嵌めて捕らえるようになったということではない。あるいは元々存在していた子どもに新たに登場した「個人」という概念を当て嵌めてとらえ直したということでもない。子どもを個として捕らえるということ、いいかえれば個ととらえ得る子どもの登場と、「個人」という近代的な概念の登場は、不可分のものとして並行して起こったのである。個人という概念の登場には、“子ども観の変化”＝“近代子ども観の登場”＝“そのように認識される子どもというものの登場”が不可欠であったという言い方をしても良い。

（3）避妊の導入と「個」の成立

近代の「個人」という思想の一つの特徴は、その普遍的抽象性にあった。社会の一部特定の特権者のみならず、理念的にはあっても普遍的概念としてどの人にも適応し得る、だからこそその思想として成り立った、そういう普遍的性格にあったと言える。しかし問題は、その思想が思想として成立するための物質的な条件、社会的なリアリティーをどこに求めるかということである。例えば生産構造の変化、生産技術の変化等々の、経済的な側面からこれらを担保する議論は多い。が、それらの議論の中でえてして見過ごされてき

たものとして、人口動態の変化がある。この領域はその変化に“心性の変化”という、なかなか物質的に提示することが難しい事柄が介在するために、唯物的に提示し易い産業構造の変化に比べて、看過されがちであった。

近代化へ至る人口転換を経る以前、すなわち少産少死へ転換する前の、多産多死の状況における人間観に対するリアリティーをここで想起したいと思う。出生数100に対して1才までの死亡率が少なくても20前後、30、40あるいはそれ以上という高い率を示し⁽¹⁵⁾、またフランスなどで盛んであった里子の制度とも相俟って、1才を過ぎて生きた子どもも幼児のうちに多くが死亡し、成人するまで生きる子は少数であったという統計的な材料がある。また自分の子どもの人数を必ずしも親たちは正確に認識していなかったという報告もあり、親が子どもたちを徒弟などとして積極的に手放すだけでなく、子どもたち自ら親元を去ることもしばしばであったと言う。

またリネージを維持するためには、家父長制の場合には多くの場合長男だが、次の世代の継承者と労働力が確保がされれば子どもの確保ということに関しては十分であり、それ以上の子どもはむしろ負担でもあった。それらの子どもたちは高い死亡率に任せられただけでなく、現に生きるものの生存を確保するための方策でもある嬰兒殺の対象にされることも少なくなかった。したがって子どもたちは次の世代として集合的に重要視はされていたが、どうしても特定の“その”子どもでなければならないということではなかった。

このような状況における大人の子どものに対する態度やまなざしが、今日のわれわれのそれとは異なっていたことは、当然有り得ると考えなければならない。子どもの匿名状態というアリエスの指摘は、その違いの指摘であったわけである。即ち、少なくとも人間の生存そのものが流動的であるような中で、近代的な「個」という概念が普遍的なものとしてリアリティーをもって共有されることは、難しいと言わなければならないだろう。

子どもを減らし、限られた数の子どもを手厚く育てるという子どもへの関わり方が定着してくる過程で、子ども観や人間観など心性の変化が同時進行したと考えないわけにはいかない。それによって極めてイデオロギー的な概念ではあっても、“近代的個人”は登場し、リアリティーをもって共有されるに至るのである。したがって、そのリアリティーの日常条件である“子どもを減らす”という事態を現出させた避妊は、近代的個人の思想の成立に不可欠な要素であったと言わなければならない⁽¹⁶⁾。この意味でわれわれは、避妊が単に今日のわれわれのプライベートな領域での生殖調整の技術としてあるというだけでなく、近代へ至る人口動態を変化させたというその働きにおいて、近代を成立させた不

可欠な要因として認識しなければならないのである。避妊は、近代生成のキーワードである。

Ⅲ ロマンティック・ラブと性別役割分業

この章では、もうひとつ確認しておくべき点として、個人主義の登場に対応する形で普及した、新しい性愛の形態を取り上げる。これはロマンティック・ラブと呼ばれるもので、やはり近代家族の登場と密接に結びついている心性である。

(1) ロマンティック・ラブと婚姻

子ども観と並び近代家族を支えているもう一つの心性は、男女のカップリングに介在するロマンティック・ラブ、すなわち恋愛である。

恋愛をセクアリティの一つの典型と考えるならば、恋愛を端緒とする近代家族の登場は、家族がセクアリティのありようと密接な場所に位置づくことにほかならない。

近代家族は、子どもをめぐる各種の心性だけでなく、以下のような心性を獲得した。すなわち「近隣関係と血縁関係を犠牲にした家族の確信を中心とした強烈な情愛的絆」、「幸福を追求する個人の自由に対して強い個人的自律性と権利の感覚」、「性的快楽と原罪あるいは罪の意識との結びつきが弱まっていたこと」、そして「身体的プライバシーに対する願望が高まっていたこと」などである⁽¹⁷⁾。ここに示される要素は、もちろん先の子ども観の基盤にあるものとして捕えることもできるが、それだけでなくむしろ夫婦間に、あるいは夫婦を形成するにあたって生じてきた、特有の心性を形作る要素だと言えるだろう。

結婚は必ずしも恋愛を必要とするものではないし、時には恋愛は結婚を破壊する対立概念と見なされることもある。エドワード・ショーターは、18世紀から20世紀にかけての西欧の近代化の過程で、ロマンティック・ラブが結婚のカップリングの契機になっていった変化をロマンス革命と名づけ、その前後で男女の関係あるいは結婚というものに対する人々の期待が変化したことを示している。ショーターはそれを家族の財産やリネージュを重視する結婚から、当事者個人の幸福を追求することを重視する結婚への変化、あるいは実利中心の男女関係から感情中心の男女関係への変化であったと述べる⁽¹⁸⁾。

また、ローレンス・ストーンは、ショーターがロマンス革命と呼んだこの時期を、情愛的個人主義の確立の時期と捕える。「利己的個人の幸福の追求は、道徳的な幸福を意味するが、同時にそれは、あらゆる形態の快樂をも含むと解釈され得る」⁽¹⁹⁾というストーンの把握は、従って個人主義が取りも直さず「情愛的」個人主義にならざるを得ないことを端的に表していると言える。このような理解がある限りにおいて、この個人主義に内在する心性は、近代のセクシュアリティを確立させるにあたっての、中核に位置づくものだとと言わなければならないだろう。

この「情愛的」個人主義の登場が近代家族の成立と並行した点に関して、その動向を「ひとつの理想としての個人主義の幸福の追求を目指す哲学上の（省略）趨勢」⁽²⁰⁾として、ストーンは次のように言う。すなわち「結婚は、主として、別の方法で解放された人間の肉欲の上に課された人為的ではあるが必要な束縛ではなくなって、その代わりに、感情的にも性的にも個人の快樂の主要な源泉になった。姦通の総数を減らしたいと願っていた人々は、結婚生活を、自由に取り結ぶことができる友愛の絆にしたいと考えていた。その結果、性的情熱は、いっそう快適に夫婦の床に限定されることになった」⁽²¹⁾。言うならば、性的情熱——セクシュアリティないしエロスと言い換えてよいだろう——が、恋愛によって自由に結びついた夫婦の中に排他的に設定され、尚且つその方法こそがセクシュアリティを抑圧するのではなく全面展開する術であるような、そういうものとして結婚が位置づいたということである。

先に見たような、近代家族が獲得した新たな心性の要素は、人との情緒的な関係を排他的に家族の中に設定していく、そのプロセスに対応する心性の変化にほかならない。そしてまずは中産階級の間で、「友愛、生涯変わらぬ愛情、そして、少し後になって『志操の正しい』（honourable）性的次元（フランドランが指摘していることだが、夫たちは恋人のように振る舞うように求められていた—原文）が結婚生活に入り込み、性交は（道徳的な罪悪への誘惑としてそれを楽しみながら—原文）義務としてではなく、愛情を表現し、持続させ、強化する、近代的な役割を持つものと見なされるようになった」⁽²²⁾のである。この情緒の機能が家族の中に排他的に独占される変化は、言うまでもなく、プライバシーの成立と無関係ではない。

（2）ロマンティック・ラブのマニュアル

恋愛によるカップリングは、心性の部分の変化だけでなく、夫婦の役割分担の構造変化

を伴った。生産領域と再生産領域を分離させながら成立してくる、産業社会の生産構造の変化に対応して登場した男女の分業、性別役割分業が新たなそれである。市場と家庭が公私という形で分離し、男が市場で「生産労働」に従事し、女が家庭で「家事労働」に従事するという男女の分業形態である。専業主婦という独特の役割形態の創出を前提とする分業と言っても良い。恋愛によって結婚した男女は双方この役割を担うこととなる。

なにゆえ近代家族がこの形態の分業を採用するに至ったかということは、いまだ明確に説明されるわけではない。もちろんこれはセクアリティの観点からでなく経済的な観点からより良く説明される課題であるかも知れない。仮説としては、次の二つの契機の総合作用として説明できるだろう⁽²³⁾。

すなわちまず第一は、都市のブルジョアジーが抱えていた多くの家事使用人によって構成された家事労働の一大市場が衰退していくにしたがって、彼らが担っていた家事労働をそれまでそれを指図していた女主人⁽²⁴⁾自らが代替する過程である。それによって家事労働を分担する主婦が誕生する。このルートは、ブルジョアジーたちが先駆的に実践してきた情緒的な家庭性のイメージを家事労働に付与する事にもなる。たとえ自ら家事労働に従事するに至ったとしても、いまだ主婦が特権的な身分であることに変わり無く、市場の労働に参入せずにいられる経済状態は当然の与件である。その意味において、家事労働をする主婦は心性としても憧れのステータスとして登場する。

第二は、次世代の労働力を確保するために母体保護の一環として、プロレタリアの女が市場から追放されるルートである。結果として彼女らは、家庭で家事労働に従事することになる。もちろんこのルートも、当人に市場から撤退できるだけの経済的余裕がなければならぬ。それゆえ女が家事労働を担う役割分業の形態は、プロレタリアートにあっては一種の社会上昇のシンボルとしての意味を持った。

この経過で重要なのは、家事労働が、資本制の市場に労働力を効率的に安価に供給するという、経済的な機能を掲げて登場してきただけでなく、同時に女の理想の生き方のモデルという、心性における価値づけの変化を伴いながら実現してきた点である。すなわちこの分業の形態が、近代家族における情愛的心性の具体化として成立してくる点である。情緒的關係を排他的に独占した場の労働である家事労働は、したがってその労働そのものがあたかも愛情表現の具体的形態であるかのような意味付与をもされることになる。ここにおいて家事労働は、「愛の労働」として立ち現れる。

家事労働を愛の労働として見なす方法は、市場に労働力を供給する近代家族内の機能、

これはほかならぬ主婦の行う家事労働であるが、それが市場の外部におかれて不払い労働となっている、一種の搾取のメカニズムを明らかにするために通常有効に用いられる概念である⁽²⁵⁾。が、ここでは、文字どおりその労働が愛情表現の方法としてとらえられる側面を問題としたい。従って情愛的に結びつく近代家族の中にあつては、主婦が行なう家事労働だけが愛の労働なのではなく、男が市場に参入して労働力を売る労働も、同様に妻に対する、更には子どもに対する愛情表現の形態ということになり、性別役割分業という分業形態そのものが愛情を表現するマニュアルとしての意味を持つことになるのである。

いずれにしても恋愛の成就、ロマンティック・ラブのゴールに性別役割分業が位置づく構造を、ここではっきりと見極めておきたいと思う。性別役割分業がロマンティック・ラブの愛情表現のマニュアルとなっている点が、ここで押さえておかねばならないポイントである。

IV 彷徨とマニュアル

避妊、ロマンティック・ラブそして近代家族をキーワードとする近代のセクシュアリティを、どのように読み解くことができるかがここでの課題である。

性交における避妊の介在は、性交がリプロダクションと分離することにほかならない。そしてロマンティック・ラブの公準化は、性愛の自由化にほかならない。この二つの動向が近代家族を舞台に展開することに注目しながら、その意味を考えてみたい。

(1) 問題の位相

情愛的個人主義から派生する性愛の自由化は、性愛がマニュアルから脱却することを意味した。確かに、カップリングが個々人の感情、個別の事情によってなされるようになる過程は、それに関与していた共同体の価値観の強制力が弱まり、次第に崩壊していく過程である。共同体が用意したカップリングのマニュアルとは別の場所における、求愛活動の自由化という形にそれは顕現するわけである。この求愛活動の自由化は、従前の男女をめぐる価値観と、それを実行するマニュアルの廃棄を意味すると同時に、その廃棄が「個人主義」を掲げつつある時代に、即個人の幸福追求のための不可欠な要素であることをも意味した。

だがしかし、従前のマニュアルが廃棄された後、性愛が個人化したのかというならば、そうではない。先に見たように、性愛は“性別役割分業をゴールとする恋愛”という新たなマニュアルに移行したに過ぎない。もちろん性愛がマニュアルを持つことを問題にしようというのがここでの趣旨ではない。考えるべきは、マニュアルの廃棄を一つの契機とする近代的なセクシュアリティのありようが、ここで持つに至った性別役割分業というマニュアルとの関係で、どのような状況におかれるかという点なのである。

両者の齟齬に関しておそらく容易に予想されるのは、一夫一婦制という形を取った性愛の制度と、流動するはずのセクシュアリティとの一致不一致の問題ということになるであろうか。この側面からセクシュアリティの問題を解こうとするならば、この問題は俗に言う「不倫」をめぐる問題として立つ。そして一夫一婦制が前提とする幻想——ある一時（ほかならぬ恋愛の時期）の感情が生涯不変の感情に予定調和するという幻想——の幻想性ゆえに、セクシュアリティを予定調和的に担保するはずの婚姻制度が、当初から破綻の契機を内在させていたという、これも十分に予想できる結論を導くことができよう。

（2）性交とリプロダクションの分離

しかし問題をより複雑にしているのは、近代生成に不可分の働きをした避妊の介在である。婚姻外における異性との性交渉を問題として把握する「不倫」の問題次元は、言うならば避妊を予定しない性交をめぐる生起する問題構成である。性交がリプロダクションの手段であるがゆえに制度的な制御を必要としたその文脈の中で、そこから派生する諸問題という意味合いこそが、「不倫」を心情問題をも含めて問題として定位させる背景である。避妊の選択が可能な今日においても、避妊を介在させない性交をめぐる問題構成としてならば、これは十分生起し得る。

仮にそうでない場合にも同様の問題が認知されるとするならば、それは「不倫」問題のアナロジーとしてそこに定位した問題だと理解すべきである。なぜならば、避妊の導入は性交そのものをセクシュアリティ言説の中心から外してしまう契機にほかならないからである。これは性交をキーワードとする婚姻制度の基盤そのものを掘り崩してしまう契機であり、したがってどこに性交が存在するかどうかと言ったことに執着する価値体系が廃棄されることである。

性交がそれまで纏ってきた多大なセクシュアリティの物語が、そのリプロダクションの機能ゆえであったとするならば、その機能を性交から分離してしまった避妊の導入は、

性交からその多大な意味合いの経済的物質的な根拠を剥奪したできごとであったと考えない訳にはいかない。社会の存続を決定的に左右する自負、言ってみれば社会存続のプライオリティーを自称するリプロダクションの物語によって、性交は多種多様な人々の関わりの中でも一種特権的な関係の在り方として、セクシュアリティの世界に君臨し続けることができたわけである。したがってリプロダクションからの遊離は、その権力性に直結した経済的物質的な根拠の喪失を意味する。これは不可抗力の喪失というよりは、むしろ経済的物質的部分を快の享受にとっての障害と認定したことなのであって、この部分を積極的に手離したと言った方が正確である。それを分離除去する手段が避妊であった。

(3) ヘテロ言説の崩壊

この物質的な基盤の放棄は、確かにセクシュアリティの地平を変化させた決定的な要素ではあるのだが、しかしそれ以上にわれわれが注目しなければならないのは、それに付随する意味世界の変化である。性交が快であったのは、物理的な刺激に因ってではないからである。それ自体は、快にもなれば、不快にもなり、それ以上に苦痛にすらなるものである。レイプが社会問題人権問題として提起され得るのは、その典型的な事例であろう。とするならば、それまで、性交をある時には至福の快とし、ある時には社会的なリスクとしてきた言説こそが、性交をめぐるセクシュアリティに多大な特権的な意味を付与してきた力であると言わねばならない。それゆえリプロダクションの放棄が単に物質的な基盤を放棄したことに止まらず、この意味世界そのものの放棄であることの方が、セクシュアリティを考える場合のポイントなのである。性交の快の部分のみ手に入れんが為に避妊を導入した途端に、性交は自らを至福の快にし得る言説の根拠を失ってしまっていたわけである。避妊はセクシュアリティを、その背後にあるヘテロ言説から遊離させたと言ってもよい。

したがって性交が引き続き快の源泉としての位置を維持しようとするならば、新たな意味世界を獲得しなければならない。もちろんしばらくは、それまでのヘテロの特権化した物語を、文字どおり物語として利用することは可能である。が、自らの意味合いの形成をその幻想性を駆使して維持しなければならないことに関しては、性交は人間を取り巻く他の多様な諸関係にならば優位するものではなくなる。リプロダクション機能から分離した性交は、もはや接吻とも、抱擁とも、握手とも、会話とも、もちろんこれらが必ずしも異性間の関係である必要がなくなることをも含めて、違いはなくなる。ヘテロの性交は、多

様な諸関係の一形態に過ぎなくなるのである。リプロダクションを説明するための世界認識であるヘテロ言説は、もはやここに至って快を維持するためにはなんら特権を有することはできない。

この性交の凋落が意味するものは、それゆえ単に、婚姻というセクシュアリティの制度形態を、「不倫」を想定する次元で相対化するということ — その幻想性を明確にするということ — だけではない。それよりもむしろ、セクシュアリティがヘテロの言説に固着しなければならない根拠の喪失、すなわちセクシュアリティにおけるヘテロ言説の崩壊として捕えなければならないのである。それまでそれに依拠してきたセクシュアリティは、彷徨を余儀なくされる。

(4) マニュアルの廃棄

勿論ヘテロの性交に充足しないエロスの在り方は、近代に至る以前にも、たとえば異端という形で存在している。しかし近代のセクシュアリティが、情愛的個人主義を公式原理としたフレームの中で自らを模索する構図においては、それ以前と正統と異端の構造そのものが異なってしまっている。〈正統—異端〉という、セクシュアリティに物語を付与する恰好な手法は、公的な言説からは放逐されなければならない。なぜならば異端に名を借りた性の抑圧は、個人の価値観を高く評価する近代にあっては不正義として理解されなければならないからである。それまで正統の周囲に配置された各種セクシュアリティの側が、この〈正統—異端〉の構造を不正義な抑圧の構造として告発する磁場が、性愛の自由としてマニュアルを廃棄した近代の磁場である。女のセクシュアリティの抑圧を告発した主として1970年代のリヴの運動、またそれに続く形で展開されている同性愛差別を告発する運動は、そのような流れの中で理解すべきである。

制度的な〈正統—異端〉は、だから差別という再定義の中で、セクシュアリティを維持する言説としては無力化されることになる。ヘテロの軸で語り得ないセクシュアリティは語り得ないままで、社会の公的な場に出始める条件を有したのが、ほかならぬ避妊を介在させた情愛的個人主義のフィールドなのである。したがって、彷徨を余儀なくされるのは、ヘテロのセクシュアリティだけではない。言葉通りの個人主義は、異端をも彷徨させることになる。

つまり、リヴが、同性愛が、あるいはその他各種のセクシュアリティの形態が、抑圧を不正義として告発し得たとしても、その抑圧を払拭したあとに尚、それに代わる物語を

模索しなければならないのだといえる。情愛的個人主義は、制度に抑圧されていた男女の性愛のみを従前のマニュアルから解放して自由化したのではない。それだけでなく、セクシュアリティの形態そのものをマニュアルから解き放ってしまう契機であったと捕えなければならないのである。

近代は性を罪、禁止という装置に頼るのではなく「分析、記録、分類、特性決定といった形で、計量的あるいは因果論的探求という形」⁽²⁶⁾で「合理的」な観察検討の対象としたというフーコーの指摘は、正統も異端も含めてセクシュアリティがマニュアルから遊離したことの側面を表している。セクシュアリティを私的な領域の事柄にした近代であるからこそ、各領域に流布し充満する各種セクシュアリティの言説は、逆にそれがあらゆる場に関心観察考慮の対象になっていることを如実に示している。セクシュアリティが商品として流通することも、この傾向に相乗的な効果を齎していると言って良いだろう。

(5) 彷徨とマニュアル

問題はセクシュアリティが浮遊し始めた後、その多様な可能性と秩序の接点はどうかということである。

避妊が齎した性交の凋落は、セクシュアリティ言説の中心をヘテロから遊離させる契機にはかならなかった。しかし、多様な可能性の兆しを否定しないまでも、依然としてヘテロの性交はセクシュアリティ言説の中心にあり続けている。これをただ単にヘテロ言説の残滓として語り過ごすこともできるかもしれない。しかしわれわれは、情愛的個人主義と避妊の導入という近代を特徴づけるできごとが、同様に近代の基底をなす近代家族を舞台に展開したことを見逃す訳にはいかないのである。

家族というものの存在意義をどの辺りに設定するかは、一概に言えるものではないが、少なくとも近代家族は秩序維持のためのイデオロギー装置であると同時に、経済的には労働力の再生産を担当する中心的な装置として分化してきている⁽²⁷⁾。ある程度恒常的な安定した機構を必要とするリプロダクションが、家族という制度を必要としたことに何等不思議はない。むしろ問題は、浮遊するはずのセクシュアリティが、その恒常性の確保を一つの特徴とする家族の場を、自らの充足の場としたことである。

片や流動性可変性を特徴とする性愛と、片や恒常性安定性を特徴とする家族制度が、当然相入れないままで共存する道もあるだろう。しかし情愛的個人主義に基づくロマンティ

ック・ラブは、異質として対峙する両者を、性愛こそが家族を形成する基盤であるという形、逆に言えば家族こそが性愛の充足を保障する場であるという形で融合させる、心性形成の役割を担った。その具体的マニュアルが、愛の労働と呼ばれる性別役割分業という形態の男女の分業の形態と、母性愛を想定する子育てである。

この二つのファクターを歴史貫通的なものとして、あるいは「本能」という概念で説明しようとする一般的な言説が、近代家族の成立の蓋然性を無批判に受け入れる働きをしてきたことは見逃すことができない。が、その言説装置があくまでも言説装置であるということは、性別役割分業に関しては多くのジェンダーの形態を想起すれば十分であり、母性愛についても、子ども観の変化と性別役割分業の成立過程で登場する専業主婦の歴史性を想起すれば十分である⁽²⁸⁾。もちろん、「本能」の無根拠を指摘するのがここでの目的ではない。近代のセクシュアリティの装置を「本能」という概念によって担保することにより、ヘテロが自分の根拠を疑う事なく、世界認識の中心であり続けている点を指摘したいと思う。

それまでは男女の自由な恋愛が家族制度に抑圧されていた、とみる見方に立つならば、ここでその抑圧の要因は払拭されたかに見える。確かにその部分の抑圧は解けたと言ってよい。が、男女の恋愛の成就を理想のモデルとしたロマンティック・ラブは、近代家族の中に並行して形成された慈しみの子ども観と相俟って、“お互いに愛し合う夫婦と親子”という図式へ行き着く、したがってあくまでもヘテロでなければならない“情愛的な性交”を新たなセクシュアリティのマニュアルとして用意したことになる。すなわち避妊によってヘテロの性交の呪縛から離れたエロスの多様な顕現化の可能性は、再度恋愛結婚をゴールとするマニュアルによって、ヘテロの性交をスケールとしたセクシュアリティのなかに回収されたと言えよう。

新たなマニュアルの出現を、ヘテロの権力性を辛うじて保持したできごとだと見なすならば、それはその一面を見たことにしかならない。個人主義が人々の性を公的な原理として顕在化させた中でのそれは、何人にも“情愛的な性交”の実現を普遍的な課題として課すことであり、このようにセクシュアリティの課題が普遍的な原則として表面化することは、それが、秩序の構成原理として顕在化していない場合とは、強制力に質的な違いがあると言わなければならない。自由な何人にも束縛されないセクシュアリティを、誰もが成就させなければならないという、すべての人に課された正義の課題は、正に正義であるがゆえに抗しがたい強制力を持つのである。

にもかかわらず、ヘテロの性交がリプロダクションの物語りに依拠し得なくなっている状況に変わりはない。一旦はヘテロの呪縛から解かれて彷徨を余儀なくされ、新たな言説を模索し始めたセクシュアリティが、従来以上に強力なヘテロの言説に回収される構造、これが近代のセクシュアリティがおかれている状況である。普遍的な課題として課されたセクシュアリティの自由な形の模索と、強力な強制力を伴って出現した新たなマニュアルの間で、近代のセクシュアリティが混迷を余儀なくされている構図をここに見ることができる。

注

注1 平等論の限界性に関しては、拙稿「『男女平等論』の批判的再考—性差別をめぐって—」岡村達雄編『現代の教育理論』、社会評論社、1988、所収、参照。また平等論で照射しえない性の抑圧の位相にアプローチする試みに関しては、拙稿「平等論で解けないセクシュアリティの地平」、公教育研究会『響鳴 No. 4』近刊、所収、参照

注2 当該する問題状況を差別という概念で把握するのは平等という思想を手にした近代特有の問題把握であると考えられる。平等が思想として成立していない状況では、当該する問題の把握は必ずしも差別あるいは不平等という形ではなされない。拙稿、前掲「『男女平等論』の批判的再考—性差別をめぐって—」参照

注3 アンドレア・ドウォーキン、寺沢みづほ訳『インターコース 性的行為の政治学』青土社、1989、p. 114

注4 同上書、訳者あとがき、p. 335

注5 拙稿「性別役割分業およびセックスとジェンダー」、公教育研究会『響鳴』No. 2、所収、1983、参照

注6 セクシュアリティを一種のエネルギーであるエロスの顕現形態であると捕える方法は、例えば、丸山圭三郎の欲動論、ジョルジュ・バタイユのエロティシズムのイメージに重なる。G・バタイユ、湯浅博雄訳『エロティシズムの歴史』哲学書房、1987、丸山圭三郎『欲動』弘文堂、1989参照。

従ってエロスとセクシュアリティに関しては、次のように補足することもできる。すなわち“秩序は秩序であるために過剰の存在を予見する”という命題は、そっくりそのままエロスの定義でもあり、それがセクシュアリティとして顕現するメカ

ニズムを説明する表現でもある、というように。

注7 「近代家族」とはほかならぬ、今日のわれわれが日常「家族」と言ったときに想定している形態のものである。家族というものを一般的に定義することは難しく、家族に共通の要素を抽出することの可能性も疑わしい。これは文化人類学の研究成果から、十分示唆される。にもかかわらず、われわれは家族と言ったときになんらかのイメージをもち、そのイメージを広く敷衍する誘惑に駆られる。そのイメージの敷衍を自粛しながらわれわれのイメージする家族を考察の対象とする方法として、われわれの家族の形態をとりわけ「近代家族」と名づけ、その「近代家族」の特殊性を明らかにしていくという方法がある。フランスのアナール学派、イギリスのケンブリッジ・グループなどに代表される最近の社会史研究の蓄積によって、近代社会の相対化が次第に可能になってきている。

注8 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房、1989、p, 18

注9 例えば上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990、参照

注10 フィリップ・アリエス、杉山光信他訳『〈子供〉の誕生』みすず書房、1980

注11 J. J. ルソー『エミール』第2篇、岩波文庫版。「子供には自分が主人だと思いをこませておいて、じつはあなたが主人であるようにするがよい。見掛けはあくまで自由に見える隷属状態ほど完全な隷属状態はない。こうすれば意志そのものすらとりこにすることができる。」

注12 宮沢康人「近代子供観の『発明』」小林登他編『新しい子ども学 3』海鳴社、1986、p. 79

注13 例えば日本国憲法第26条に見られるような、子どもの教育を受ける権利を、親は保障する義務を負う、という教育をめぐる法関係などはこの典型である。

注14 宮沢、前掲書、p, 79

注15 エドワード・ショーター、田中俊宏他訳『近代家族の形成』昭和堂、1987、補遺

V

注16 近代化の過程では、第1次と第2次の人口転換期がある。第1次は統計上墮胎の顕著な役割が観察される時期であり、第2次は避妊がそれにとって代わる時期である。第1次が近代化への人口動態における最初のステップだとすると、一見近代化を用意する人口動態に決定的な役割を果たしたのは墮胎であるようにも見える。しかし、多くの人々が必ずしも合法的であったとは限らない、むしろ富国強兵策の中で新たに

非合法になることも多かった墮胎を手段としてでも、子どもを減らそうとすることが目に見えて増加したということは、単に望まぬ子どもを処理するという消極的な意図の反映ではなく、産児制限を当然のこととして人々が受け入れるようになったことの表れであり、墮胎数の増加の背景に避妊の本格的導入を見るべきである。事実この時期は、伝統的性交中断に対する心性が変化するだけでなく、避妊用コンドーム（18世紀）やペッサリー（19世紀）の開発普及と相俟って、避妊が「性倒錯」の形態としてでなく、一般の夫婦（男女）の間に本格的に導入される始める時期でもある。しかし、確実な効果を期待できるに十分な避妊技術の開発と避妊に対する知識の普及が伴わなかったため、最終的に墮胎に頼ったのが第1次であったと見ることができる。したがって第2次は、避妊の知識の普及と技術開発が進み、墮胎に頼る割合が減少したために、避妊が表面上も産児制限の主役を演ずる段階だということになる。マルコム・ポッツ他、池上千寿子他訳『文化としての妊娠中絶』勁草書房、1985、参照

注17 ローレンス・ストーン、北本正章訳『家族、性、結婚の社会史』勁草書房、1991、P. 3～4

注18 エドワード・ショーター、前掲『近代家族の形成』。「19世紀から20世紀にかけて、男女関係に見られる最大の変化は感情が重視されるようになったことである。2つの事が起こった。一つは、人びとが結婚相手を選ぶとき、愛情や相性を第1の公準と考え始めたことである。この新しい基準は、ロマンティック・ラブと言い表すことができる。もう一つは、相手選びに際して打算的考えや富という伝統的な公準に従っていた人びとでさえ、ある程度ロマンティックな行為を取り始めたことである。（省略）ロマンス革命は、18世紀末にはじまり、19世紀には階級や地域を問わず広くいきわたり、20世紀には、ロマンスは男女関係の異論の余地のない公準となった。」p. 156～157

注19 ストーン、前掲書、P. 193～194

注20 同、p. 199

注21 同、p. 199

注22 マイケル・アンダーソン、北本正章訳『家族の構造・機能・感情』海鳴社、1988、p. 80～81

注23 上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店、1990、アン・オークレー、岡島茅花訳『主婦の誕生』三省堂、1986、参照

注24 何ゆえ女主人がこれを指図していたかは、依然問題として残る。

注25 例えば、ジョヴァンナ・フランカ・ダラ・コスタ、伊田久美子訳『愛の労働』、イザラ書房、1991など

注26 ミシェル・フーコー、渡辺守章訳『性の歴史 I』新潮社、1986、p, 33

注27 上野千鶴子、前掲『家父長制と資本制』参照

注28 例えば、E、バダンテール、鈴木晶訳、『母性という神話』、筑摩書房、1991、参照